

平成 29 年 4 月スタート

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まりました



団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活をするために、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者も自らの能力を生かして介護予防に取り組むことが大切です。そのための仕組みとして、「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」が創設され、市では平成 29 年 4 月から総合事業を開始します。総合事業は、訪問介護(ホームヘルプ)や通所介護(デイサービス)などが受けられる「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防教室などの「一般介護予防事業」の 2 種類があります。

◎問い合わせ先 高齢福祉課 (☎ 82-1171)

介護予防・生活支援サービス事業

利用対象者

- ・要支援 1・2 の認定を受けている人
- ・65 歳以上の人で基本チェックリストによる判定の結果、生活機能が低下していると判断された人

	名 称	サービス内容
訪問介護	予防給付型	専門職が身体介護を中心に生活援助等も行う
	生活維持型Ⅰ	専門職が生活援助等を行う
	生活維持型Ⅱ	民間事業者等の職員(専門職とは限らない)が生活援助を行う
通所介護	予防給付型	通所介護施設で日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行う
	生活維持型	通所介護施設で閉じこもり予防や自立支援に向けた支援(食事や入浴等を含む)を行う
	短時間型	通所介護施設で目的に応じて閉じこもり予防や自立支援に向けた支援(食事や入浴はない)を 3 時間程度行う

※介護保険で利用できる事業所と総合事業で利用できる事業所が異なる場合があります。また、サービスによって利用料金が異なります。

※総合事業の負担割合は「介護保険負担割合証」に基づき、1 割または 2 割の自己負担です。

※現在、要支援 1・2 でサービスを利用中の人は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

一般介護予防事業

利用対象者

すべての 65 歳以上の人

内 容

- ・地域とのつながりを通じて自立に向けた取り組み(運動や認知症予防等)を行います。(老後のための筋肉貯蓄運動教室、住民運営通いの場、あたまの若返り教室 など)
- ・生きがいや役割を持って生活するため、地域の取り組みに参加できます。(介護予防応援隊養成講座 など)

※開催時期など詳しくはお問い合わせください。